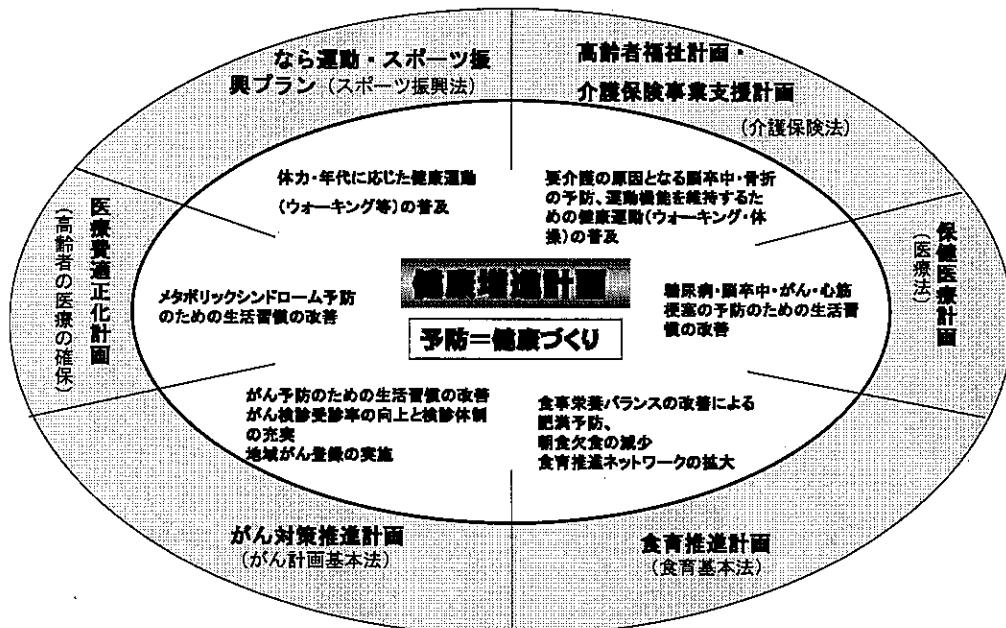


## 第2章 奈良県健康増進計画の基本的な考え方

### 1 計画の位置づけと関係計画との調和

「奈良県健康増進計画」は、健康増進法第8条に基づく都道府県健康増進計画にあたり、県民の健康づくりを推進するための施策について基本的な計画を定めたものです。計画の追加・増補にあたっては平成20年度からの医療費適正化計画、保健医療計画、がん対策推進計画と整合性のある目標値を明記し、定期的に見直していきます。平成22年度は医療費適正化計画と共にした目標等について計画の進捗状況や実績について評価分析を行います。

#### 〈他計画との整合性〉



### 2 計画の実施期間

「健康なら21計画」は平成13年度に開始し、平成22年度を終期に10年間で目標達成するための計画として策定しました。今回の追加・増補にあたっては、計画の名称を「奈良県健康増進計画」と改称し、医療制度改革に伴う奈良県医療費適正計画と整合性を図るため、健康日本21計画と同様に2年延長して最終評価を平成24年度とします。

### 3 県民の健康課題を踏まえた目標値の設定

当初、「健康なら21計画」では、9つの領域を定め健康づくりを推進していましたが、今回の追加・増補では、平成19年度の県民健康・栄養調査の実施により把握した、健康状態や食生活の実態、特に若い世代の朝食の欠食、肥満、栄養の偏りについての原因を分析し、重点領域とその他の領域とに分け、実情を踏まえた取り組みの方向性や目標値を設定しました。

また、領域の中に県民一人ひとりが取り組むべき健康づくりの目標を、無理なく楽しく身近にできるよう「健康なるなら17条」として提唱し、さらに、ライフステージに応じた目標と取り組みも加えました。

## (1) 取り組みの領域

### 重点領域

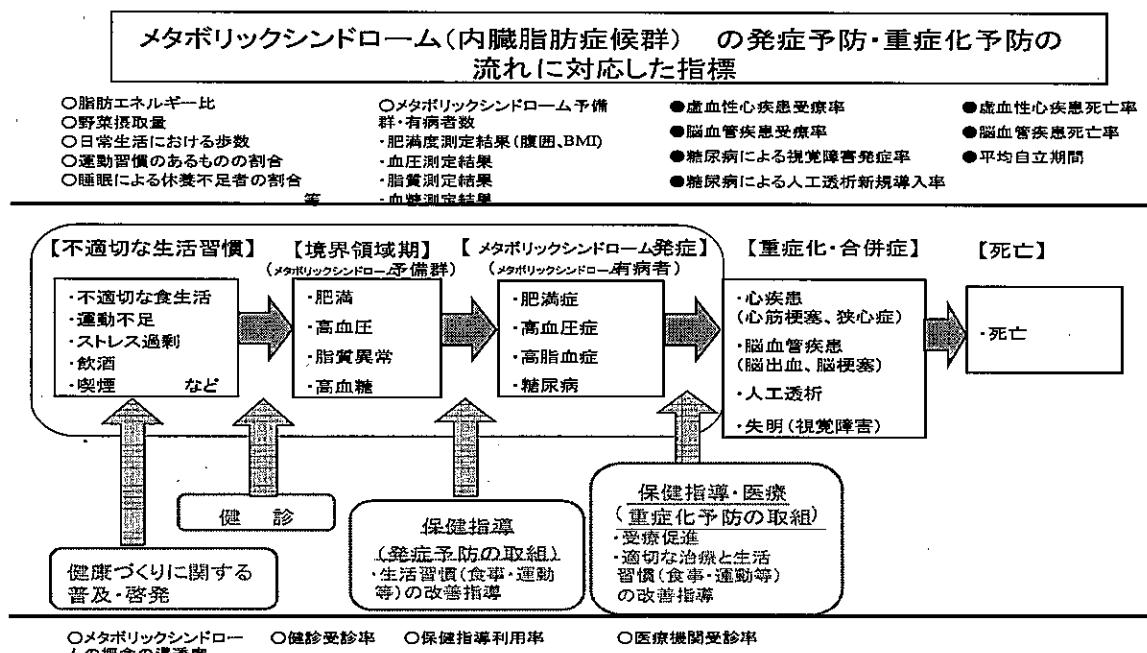
①身体活動と運動      ②栄養・食生活      ③がん      ④たばこ

### その他の領域

⑤休養・こころの健康づくり      ⑥アルコール  
⑦生活習慣病（糖尿病・循環器病）      ⑧歯の健康

## (2) メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の発症予防・重症化予防の流れ

内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、脂質異常、高血圧症等の生活習慣病の発症予防とともに、たとえ発症しても血糖、血压等をコントロールし、壮年期死亡や障害につながらないように早期にくい止めしていくことは重要です。目標項目は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の発症予防・重症化予防の流れにそって設定しています。



資料 厚生労働省都道府県健康増進計画ガイドラインより引用

## 4 計画の推進

### (1) 県及び市町村との総合的な生活習慣病対策の推進

平成20年度から糖尿病等の予防に着目した特定健康診査・特定保健指導の実施等が、各医療保険者の役割として義務化されました。県にはこの仕組みが円滑に実施されるよう、県民全体の健やかな生活習慣の実践を支援するための環境整備や市町村・医療保険者と連携し、創意工夫した健康づくり事業の実施が求められます。そこで県は、市町村健康増進計画の策定と推進および、がん検診等の健康増進事業の推進のための支援を行っています。また、地域と職域が連携した取り組みを強化し、目標を達成するための県民健康運動として盛り上げていきます。

## (2) 関係者との役割分担・連携促進

健康づくり（予防）に関わる県、市町村、学校、職域、医療保険者などの各団体と、重症化を防ぐための医療の立場にある医療機関、医師会等の関係団体などが、この計画の趣旨や目標を共有し、役割を明確にし連携しながら取り組んでいくことが、目標の達成や県民運動としての健康づくりを推進することになります。

健康づくり、特に生活習慣の改善には、行動変容に至るプロセスそのものが無理なく楽しく充実した満足感を得られるものが必要です。そのためには、個人の努力だけでなく、社会全体で行動変容に向けた支援をしていくことが重要となります。

県では平成17年度より地域と職域の関係者・関係機関が、連携を図りながら健康づくりの推進について協議する場を設置しています。今後も生活習慣病予防対策を強化するために、各種データの情報収集により「奈良県健康増進計画」の進捗や実績を協議していきます。

### § 推進主体について

各領域共通の推進主体について以下のとおりに設定します。

県	・・・・・ 県庁健康増進課、保健所、各関係課
市町村	
学校関係等	・・・ 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学等
医療機関	・・・ 病院、診療所（歯科含む）
医療保険者	・・・ 市町村国保、健康保険組合、全国健康保険協会管掌健康保険
職域	・・・ 事業所、労働基準局、産業保健センター等
関係団体	・・・ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会 患者会、健康づくり関連組織等その他の団体
民間事業者	・・・ 企業、民間事業者
メディア	・・・ 新聞・テレビ・ラジオ等報道機関

※注 第3章の各領域に記載している「§ 主な施策と関係機関等による今後の取り組み」表内の◎実施主体、○連携協力機関の別については、主に考えられる推進主体を示すものであり、実際の活動では、必要に応じて他の機関も協力するものである。

## 5 「奈良県健康増進計画」の推進体制

### みんなで築く奈良のまちづくり

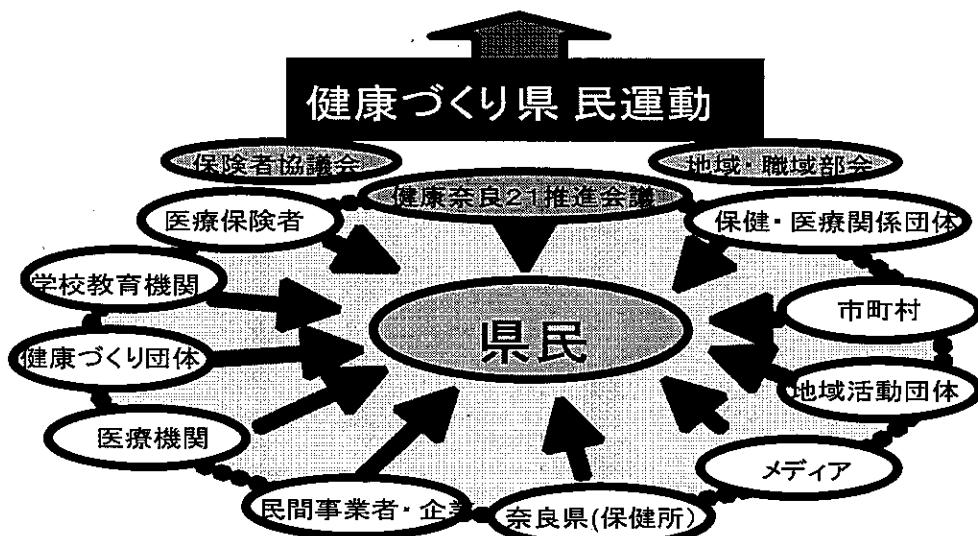
奈良県では、平成13年より住民組織、企業、団体、大学その他社会のあらゆる分野が健康づくりに参加し、積極的に「奈良県健康増進計画（健康なら21計画）」を推進しており、人々の健康に対する関心が高まる中で、県民一人ひとりの健康づくりを推進するためには、県民が主体的に取り組む個人の力に加え、後押しする社会の環境整備が必要です。

県、市町村、学校、職域、地域の関係組織や団体が連携、協力、役割分担し、ヘルスプロモーションの理念に基づく健康づくりをみんなで築くために県民運動としてさらに推進していきます。

### 「奈良県健康増進計画」のめざすもの



(島内 1987 吉田・藤内 1995を改編した)



## 関係機関・団体のこれまでの活動内容

関係機関・団体名	各団体等が取り組んでいる項目					これまでの取り組み内容と効果
	食生活	運動・体力づくり	子どもたちの健康づくり	たばこ	歯の健康	
奈良県食生活改善推進員連絡協議会	○	○	○	○	○	<食生活> ●健康的な食生活を自ら実践し、また、方法として野菜たっぷりヘルシーメニューを創作し地域や職員、会員等に情報提供した。 ●料理等の栄養情報をわかりやすく「健康な21店支援団」施設の登録をして栄養成分表示を提示した。 ●新鮮で安全な野菜を提供するために地産地消を進めた。
(社) 奈良県栄養士会	○	○	○			
奈良県保育協議会	○		○		○	
市民生活協同組合ならコープ	○	○	○	○	○	
(社) 奈良県調理師連合会	○	○		○		
奈良県飲食生活衛生事業組合	○			○		
奈良県4Hクラブ連絡協議会	○	○	○	○		
奈良県農村生活研究グループ	○	○	○			
(社) 日本青年会議所近畿地区奈良ブロック協議会	○	○		○		
奈良県農業共同組合	○	○	○	○		
奈良県PTA協議会		○	○	○		
奈良県小学校長会		○	○	○		
奈良県中学校長会		○	○	○		
奈良県高等学校長協会		○	○	○		
奈良県町村教育長会		○	○	○		
奈良県都市教育長会		○	○	○		
(社) 奈良県医師会		○	○	○		
(社) 奈良県歯科医師会		○	○	○	○	<運動・体力づくり> ●ウォーキングの催しを開催し、運動する仲間を増やした。 ●会社ぐるみでステップアップ体操等の健康体操、歩くことを取り入れた。 ●健常体操普及ボランティアの養成やスポーツ指導者の派遣を行った。
奈良県被づくり推進員連絡協議会	○	○	○			
奈良県運動音楽推進員連絡協議会		○	○			
奈良県地域づくり団体協議会				○		
奈良県生活学校連絡協議会	○	○	○			
(財) 奈良県老人クラブ連合会		○				
(財) 健やか奈良支援財團		○				
(社) 奈良県社会福祉協議会		○		○		
奈良県地域婦人団体連絡協議会	○	○	○	○		
日本赤十字(奈良中央赤十字局)		○		○		
奈良県生命保険協会		○				
松下電器産業(株) 埼玉ホームフレイアンスソリューションサポートシステム(埼)	○					
奈良交通株式会社		○		○		
(社) 奈良工業会		○		○		
奈良女子大学		○				
奈良県国民健康保険団体連合会	○	○		○		
奈良県レクリエーション協会		○				
(財) 奈良県体育協会		○				
奈良県体育指導委員協議会		○				
奈良県中小企業団体中央会				○		
日本赤十字社奈良県赤十字会		○				
(社) 奈良県病院協会				○		
奈良県商工会連合会				○		
日本チユーンストア協会西支部	○			○	○	
(社) 奈良県薬剤師会	○			○	○	
株式会社南都銀行				○	○	
(社) 奈良県看護協会				○		
関西電力株式会社				○		
シャープ(株) ドキュメントシステム事業本部		○		○		
(社) 奈良県歯科衛生士会				○	○	
近畿新聞奈良支局				○		
奈良県けんぽ協会					○	

## **6 健康づくり推進に向けた関係者の役割**

生活習慣病予防をはじめとする県民の健康づくりを推進するためには関係者・関係機関や団体等が各自の主体的な役割を果たし、連携・協力していくことが重要です。

### **(1) 県民**

健康づくりは、一人ひとりが健康づくりの必要性を自分自身の問題と意識し、健康づくりに必要な知識を吸収し、生活習慣の改善のための行動を実践していくことが必要です。

また、その行動を継続するためには、自分の住む地域に関心を持ち、健康づくりを支援するための公共施策や組織・団体に積極的に参加する等、仲間とともに楽しみながら実践することが必要です。

### **(2) 学校教育機関**

保育所、幼稚園、小・中学校、大学等は、健康な生活習慣を身につける教育の場であり、その後の生活習慣に大きな影響を及ぼすと考えられます。

児童、生徒の保護者を含めた家庭と学校、地域のネットワークを充実させ、将来の個人や家族の健康を守るための基礎を築き、育てていきます。

### **(3) 医療保険者**

平成20年度から糖尿病等の予防に着目したメタボリックシンドロームの概念を導入した特定健診・特定保健指導の実施が義務化され、県や市町村と連携し、被保険者及び被扶養者の健康の保持増進を図っていくことが必要とされています。

各医療保険者は保険者協議会等の場において関係機関等と連携し、健診・保健指導に関する事業量や実施方策について検討し、医療費の調査・分析・評価、効果的な保健事業に関する情報交換等の活動が求められています。

### **(4) 医療機関**

県民の疾病の治療や予防を担う病院や診療所、かかりつけの医師や歯科医師等は、適切な医療の提供とともに健康に関する指導や情報提供をしていきます。

### **(5) 民間事業者**

働き盛り世代の健康を守るために、職場における安全や健康に配慮した環境整備が必要です。事業者は従業員の健康管理を行い、心身の健康増進を図る役割があります。医療保険者と連携し、従業員等が特定健診・特定保健指導を受けやすい環境づくりを図ります。

### **(6) メディア**

新聞や雑誌などの出版物、テレビ・ラジオなどの放送媒体、インターネットや携帯電話を通じた情報発信は、年齢・性別・居住地を問わず広く情報を伝える重要な機能を持ち、科学的な根拠に基づく健康情報を提供していきます。

## **(7) 関係団体**

医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、歯科衛生士会等の健康に関する専門団体や大学、研究機関などそれぞれの専門的な立場で健康づくり事業に対する支援を行う役割が求められています。

## **(8) 市町村**

住民に最も身近な自治体である市町村は地域の特性に応じた市町村健康増進計画の策定・推進を図る必要があります。住民と一体となった健康づくりを推進し、健康情報の伝達、住民参加の促進、意識の向上を図りながら健康増進事業を実施していきます。

## **(9) 県**

県は保健・医療・福祉の連携を図り、「奈良県健康増進計画」を推進するために、健康づくり施策を実施し、県民一人ひとりが健康づくりに積極的に取り組めるように、多くの関係機関や組織団体に働きかけて環境整備をしていきます。

健康づくりに関する情報の普及啓発や健康情報の収集と分析を行い、県民に公表しマスメディア等を通して提供します。

市町村が実施する健康増進事業に対する支援を行い、市町村、医療保険者、関係機関等との連携と調整を図り、専門的・技術的な支援を行います。

健診・保健指導等については保健師、管理栄養士等に対する研修の計画的な実施を進め、資質の向上に努めます。

## **7 計画の評価**

「奈良県健康増進計画」の推進を図るため、各種統計指標の収集分析や評価のための調査を実施し、計画の目標等についての進捗状況や実績について評価分析を行います。

「奈良県健康増進計画」は、目標値は平成22年度を最終目標年度として設定していましたが、今回の追加・増補で追加した目標項目等については平成24年度までの目標値を設定しているため、平成22年度から評価を開始し平成24年度までの2年間で評価を行い、その後の健康づくりの推進に反映するものとします。